

秘密法は廃止に！ 共謀罪も廃止に！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会
(旧 秘密保全法に反対する愛知の会)

極秘通信

42号

2022年8月5日発行

【Tel】 052-2 1 1-2 2 3 6
 【Fax】 052-2 1 1-2 2 3 7
 【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp
 【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp/
 【Twitter】 https://twitter.com/himitsu_control
 【facebook】 https://www.facebook.com/nohimityu
 【郵便振替】 00840-3-214850
 口座名 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会



7月の参院選を受けて

事務局長 中川匡亮

2022年7月10日に
 投票された参議院選挙で
 改憲勢力が憲法改正発議に
 必要な3分の2以上の議席
 を獲得したことにより、こ
 の秋以降、改憲に向けた動
 きが一層加速させることが
 予測され、この改憲策動を
 食い止める国民的運動が一
 層必要になってきました。

今回の投票率は52・05%
 と過去4番目の低さとのこ
 とです。周知の通り、投票
 日の直前に安倍元首相が応
 援演説中に射殺されるとい
 う重大事件があったことで
 1票を投じる意思を持った
 有権者が一定数増えたとは
 考えられるものの、依然と
 して低調な投票率です。
 もっとも、毎日新聞など
 が6月に実施した全国世論
 調査によれば、参院選で
 「与党と野党のどちらに議

席を伸ばしてほしいか」と
 の質問に「野党」と答えた
 人は42%で、「与党」の37
 %を上回ったとのことだ。
 このような世論調査の結果
 を選挙結果が反映していな
 いのは、衆院の小選挙区制
 と同様、参院選の1人区で
 も、「1強」のみが勝利す
 る傾向となりやすいという
 特性が大きく作用している
 と考えられます。

加えて、今回の参院選は、
 全国で32ある「1人区」で、
 野党系は4勝28敗にとどまっ
 ているとのことであり、野
 党共闘が崩れたことによる
 票の分散も大きな要因と言
 えます。今一度、野党が垣
 根を越えて共闘しないこと
 には、自公一強の固定化を
 許し、民意に沿った政治が
 実現しません。
 現岸田首相は、「聞く力」
 「新しい資本主義」など政

治の刷新を図るかのよう
 な発言をしましたが、発足後
 半年余を過ぎ、国政私物化
 立憲主義破壊の解明には背
 を向ける一方、改憲促進、
 敵基地攻撃能力の検討、防
 衛費GDP比2%への倍増
 など戦争する国作りを進め
 ようとしています。円安、
 高物価で苦しめられている
 国民生活の救済、第7波を
 迎えたコロナ禍への対策も
 無策です。

今年2月から現在まで続
 く、ロシアのウクライナ侵
 攻を受け、日本においても
 安全保障を懸念する声は高
 まってきています。
 しかし、ロシアの侵攻が
 許されないことは言うまで
 もありませんが、ロシアの
 侵攻の大きな背景として、
 NATOの東方拡張が挙げ
 られています。この一件で
 日本が学ぶべき点としては、
 軍事同盟の危険性や過度に
 他国を刺激し追い込むこと
 の危険性ではないでしょうか。
 今一度、憲法9条の理

念に立ち返った政治、外交
 を行うことこそが、最大の
 安全保障につながるという
 ことが、改めて明らかになっ
 たと言えるのではないでしょ
 うか。

また、現在、安倍元首相
 の国葬が問題となっていま
 す。国葬に関しては、法的
 根拠がそもそもありません。
 そして、数々の悪政を進め
 た安倍元首相を「国葬」と
 することは、「安倍元首相
 追悼」の風潮が日本国中を
 覆い、安倍元首相の悪政へ
 の国民からの批判を封じ、
 現在岸田首相の下で進めら
 れている悪政を推進するも
 のであって、到底許される
 ものではありません。秘密
 保護法や共謀罪の制定等に
 より民主主義を破壊してき
 た安倍元首相を「民主主義
 を断固として守る国民の意
 思を示すために国葬にする」
 (岸田首相)というのには背
 理としか言いようがありま
 せん。安倍元首相の国葬に
 反対する活動を緊急に進め
 ていきたいと思います。

★オンライン講演会を開催 (5月30日)

市民の政治的表現の自由が市民社会を守る

大垣警察市民監視違憲訴訟一審判決を題材に

講師：愛敬浩二さん (早稲田大学・憲法学)

報告 加藤けい子



愛敬浩二 教授

愛敬先生は、オンライン講演の冒頭に1952年4月1日、琉球政府創立式典の写真を画面いっぱいに表示された。直立姿勢でかしまる出席者の後ろに帽子を取らず座ったままの男性がいる。彼が瀬長亀次郎だと愛敬先生は早稲田大学の初年度講義でこの写真を示し、「瀬長の行為は認めなくても、瀬長の行為は認めるべきではないか」と学生に問いかける。異論を認めない社会は窒息する。これは

褒めて下さった。愛敬先生は2019年まで名古屋大学で教鞭をとられ市民活動にも携わっておられる。

さて、大垣警察市民監視事件の一審判決について。

玉虫由樹・日大教授の見解を引きながら、警察による私企業への情報提供を違憲とし高いレベルで損害賠償を認めたことは非常に重要。しかし警察の情報収集を認めたことは問題で、「市民の行動を萎縮させる効果があるのに、法律の根拠や第三者の監視がないという構造的な問題にふれていない」と指摘された。とくに法律の根拠なしに行われている警察による情報収集に対し、法曹界や研究者が声を上げるべきことを強調された。

大垣警察市民監視事件・原告の船田さんは事件が報道されたときの衝撃、不安を語ってくださいました。原告の近藤さんは警察が私企業に情報提供したことについて警察庁警備局長が「通常の警察業務の一環だ」と答弁し居直っていること、警

察法の不備を指摘してもむしろ悪用される危険性があるとの厳しい指摘をされた。警察と面々相対して来られた原告ならではの意見にハツとした。

愛敬先生は、「情報交換の目的(動機)・内容の馬鹿らしさ」↓「捜査機関の安直さ」とレジュメに書き、床屋談義のようなものと評されたが、近藤さんの発言を聞いて、私も「安直」ではなく怖さを感じた。「お上に歯向かうあんな奴ら」という土俵に私企業の担当者に乗せて、警察は虚実入り混ぜてしゃべくる↓要するに警察の協力者づくりが目的だと、山田弁護士が喝破されたことを思い出した。

警察にとつてはウソでも構わないのだ。「あんなやつら」を社会から排除するのが目的なのだから...

データベース化が進む現在、プライバシーをどのように保護するかを従来と別の観点で考察すべきことを愛敬先生は示唆された。

今は外延情報(住所・氏名など)といえども検索・連結・解析されれば、個人の心身の基本に関するセンシブルな情報になる。従来の私生活の公表や暴露での「激痛」とは違う「鈍痛」、これによる萎縮や自粛の怖さ、「同調圧力」による相乗効果が「市民社会」を窒息させかねないと、愛敬先生は強調された。

戦争はしないと決めた平和憲法の下でも、様々な理由をつけて実質的な軍隊をもち集団的自衛権すら容認してきたわが国政府は、いよいよ明文改憲に踏み出した。国民の情報を吸い上げながら、国家の情報は隠すマジックミラーがあらゆるこちらに張り巡らされていると思わざるをえない。それでも「もの言う自由を守る」ために私たちは声を発し続けよう。



寄稿

個人情報保護が後退の恐れ

地方公共団体の個人情報保護条例をリセット
「改正 個人情報保護法」令和5年4月施行

弁護士 福島正人

はじめに

いわゆるデジタル関連法のひとつ「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条により改正された個人情報保護法（地方公共団体関係の改正部分）が、令和5年4月1日から施行されます。

3つの法律を統合すると共に、個人情報保護条例も統合後の法律で全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を内閣府の外局である個人情報保護委員会に一元化する事になりました（なお、3つの法律の統合は、令和4年4月1日から既に施行されています）。

ルール統一はいいことばかり？

これまで、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者と、対象を異にする3つの個人情報保護法が存在していました。これに加え、地方公共団体も独自の個人情報保護条例を制定しています。そして、それぞれ内容が異なるために、個人情報の利活用や情報共有が阻害されていると指摘されてきました。全国に約2000の法律と条例が存在することから、「2000個問題」とも呼ばれます。

全国的な共通ルールを設けることによって地方公共団体間のデータ連携が進めば、住民にとって利便性が高まると考えられます。また、求められる保護水準を満たしていないとされる地方公共団体の住民にとって、個人情報保護が強化される面もあるでしょう。しかし、法律より厳しい保護制度を設けている地方公共団体では、改正によつ

て個人情報保護が後退するおそれもあります。例えば、ほとんどの地方公共団体では、改正法と異なり、思想、信条、犯罪歴など要配慮個人情報収集を原則として禁止してきました。

この点、個人情報保護委員会の資料では、「既存条例については、廃止の検討が必要。改正後の法律が直接適用されるため、条例に重複する規定を存置し、又は新たに整備する必要はない。」と記載されていますが、こうした問題は見過ごされて良いのでしょうか。

名古屋市の動向

名古屋市では、市長から市個人情報保護審議会に対して、個人情報保護制度のあり方について諮問がありました。私が所属する愛知県弁護士会情報問題対策委員会では、審議会での答申案の検討状況を傍聴してきました。

ここでは、例えば要配慮個人情報について、漏えい等による権利利益の侵害の程度が大きいことから、適

正かつ慎重な取り扱いが求められ、これを担保するために取得を原則禁止している条例の趣旨が可能な限り維持されるべきだと議論されています。具体的には、実効性のある安全管理措置を定めること、取得の際にケースに応じて個人情報保護制度の所管部局への事前報告・協議や審議会への事後報告を行うことを求める答申が検討されています。

おわりに

名古屋市以外でも、改正法を施行するための準備が

「安民法制違憲訴訟あいち」の原告本人尋問に立つて

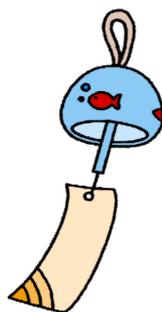
近藤ゆり子

「安民法制違憲訴訟あいち」は、大詰めの証人尋問と原告本人尋問を終え、10月には結審となる予定である。

私が「9条違反」で国を訴えるのは、1991年の湾岸戦争戦費支出訴訟、2

004年の自衛隊イラク派兵差止訴訟に続き、今回が3件目となる。2008年のイラク派兵差止訴訟の名古屋高裁判決の日、柵の中

で判決要旨を聞きながら、喜びよりも息の詰まる緊張



進められています。また、ご紹介した要配慮個人情報以外にも様々な論点があります。先にも述べた通り、ルール統一の影響は良い面だけではなく留まりません。そこでは、皆さんがお住まいの自治体などのような対応をしようとしているのか、ぜひ注目して頂ければと思います。

〈4ページにつづく〉

を覚えた。「裁判所は役割を果たした、私達に託された責任は一層重い」。9条が壊されるのを黙過できない。

申請した13名の本人尋問を裁判所が全員採用したので、1人当たりの尋問時間はわずかだ。担当の中谷弁護士とも相談して「体験的な9条観」と「違憲判断を迫る」に絞った。

私もかつてベトナム反戦運動に関わった。当時の我々にとって、南ベトナム解放民族戦線は絶対的な崇敬・称賛の対象であった。ベトナム民衆は自分らの命と尊厳を守るために戦った。大國からの武器支援もない中で、創意工夫の手作りの武器で侵略者を撃退した。歴史的快挙といえる。しかし2017年にベトナムを訪れ、クチの戦跡で「伝説の」落とし穴を見たとき、底の竹槍で傷ついて死んでいく若い米兵が脳裏に浮かび、複雑な気持ちに襲われた。どんな「正義」も人殺しを正当化しえない。9条は国に「絶対に人を殺すな」と

命じていると私は考える。今、ウクライナ戦争の惨事に便乗して、軍拡と9条改悪が声高に論じられている。私は裁判官に訴えた。「今ほど裁判所のもつ違憲立法審査権を、憲法が、歴史が求めているときはない。ここで明快な憲法判断をしなければ、裁判所が死ぬ、本当に人びとが死ぬ、日本国憲法のある日本が死ぬ。勇気ある判断を」。

安倍元首相の「国葬」 反対を訴えました

街頭宣伝 7月21日

示し合わせたわけではないのに、「安倍元首相の国葬反対」の横断幕やプラカードが持ち寄られました。誰であれ、街頭演説のさいちゅうに襲撃され、殺される・・・とんでもないことです。とはいえ、「安倍元首相襲撃は民主主義への挑戦」と言われても「？」と疑問符のつく人も多いのではないのでしょうか。憲法を無視し、民主主義

を壊してきた張本人です。モリカケサクラ、虚偽答弁のヤマ・・・解明されるべき多くのことを残したまま逝ってしまった。「今亡くなつてほしくなかった」という思いは強く残ります。アベ政治の負の遺産を、次の世代に負わせないために、そして何よりも憲法改悪の梃子にさせないために、私たちがするべきことはたくさんあると感じます。(当会のブログより)



街頭アピール 行動に参加を

次回は
8月25日(木) 12:00~13:00
栄ラシック東側歩道

公判の予定

8月31日(水)
☆大垣警察市民監視違憲訴訟
控訴審 第1回口頭弁論
14:00~ 名古屋高裁1号
法廷

11月2日(水)
☆名古屋白龍町マンション
工事暴行でつち上げ事件
国家賠償請求 控訴審第2
回口頭弁論
14:00~ 名古屋高裁

土地規制法の基本方針案にみんなパブコメを送ろう

土地規制法廃止アクション事務局からの呼びかけ
政府は土地規制法に関する意見募集(パブリックコメント) (パブコメ) を7月26日に開始しました。土地規制法は国民のプライバシーと表現の自由を侵害する可能性の高い法律です。軍事基地や原発などの安全保障に関わる「重要施設」周辺や国境離島に住む市民のみならず、「生活関

連施設」の名で今後指定される重要施設周辺の市民は広く調査・監視され被疑者として自宅捜索や取り調べを受ける可能性があります。法律本文の規定は極めてあいまいで、誰がどのような行為で処罰されるのか、誰が何をどのように調査されるのかほとんど明記されていません。具体的な内容は政府が決める基本方針などに委ねられています。基本方針案に対してパブリックコメントで多くの市民の意見を政府に届け、基本方針に市民の意見を反映させることによってこの法律による弊害を減らすことができます。ぜひみんなパブコメを送りましょう。締め切りは8月24日です。

パブコメの文章例、送り方など詳しくは当会ブログを参考にしてください。
<https://nohimityu.exblog.jp/32672407/>

下GALLERY
ドからもアクセスできます。

